

○ きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号－1林野庁長官通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 事業実施主体</p> <p>次の（1）又は（2）を満たす者とする。</p> <p>（1）自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であって、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）。ただし、令和7年度における合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）の別表の区分欄のIのうち事業内容欄の2の（3）の①の補助を受けている又は受ける予定の者を除くものとする。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>第2 事業実施主体</p> <p>次の（1）又は（2）を満たす者とする。</p> <p>（1）自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であって、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）</p>
<p>第3 事業実施の手続等</p> <p>1 きのこの生産資材導入支援取組計画書及び事業実施計画書の作成</p> <p>（1）事業実施主体は、参考様式第1－1号に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）及び様式第2号に定める「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（自治体・民間事業者向け）」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、補助金の申請に当たり、都道府県知事に提出するものとする。</p>	<p>第3 事業実施の手続等</p> <p>1 きのこの生産資材導入支援取組計画書及び事業実施計画書の作成</p> <p>（1）事業実施主体は、参考様式第1－1号に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）及び様式第2号に定める「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業体向け）」又は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（自治体・民間事業者向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、補助金の申請に当たり、都道府県知事に提出するものとす</p>

また、事業実施主体が取りまとめ者の場合、全ての取組実施者からチェックシートを収集し、都道府県知事に提出するものとする。ただし、取組実施者が相当数である場合、取りまとめ者は、全ての取組実施者からチェックシートを収集し、取組実施者が環境負荷低減の取組を実施する旨を取組実施者のリストに記載して、当該リストを都道府県知事に提出するとともに当該チェックシートを保管することで、チェックシートの都道府県知事への提出に代えることができる。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 事業実績の報告

(1) 事業実施主体は、補助事業が完了したとき参考様式第3号に定める取組実績報告書及び様式第2号に定めるチェックシートを都道府県知事に提出するものとする。

(2) (略)

第4 事業実施状況の報告

1 (略)

2 1の提出を受けた都道府県知事は、必要に応じて現地確認を行うなどにより、その内容について確認するものとし、併せて第3第3項（1）に基づき提出を受けたチェックシートについてその内容を確認するのものとする。

3 2の確認が完了した都道府県知事は、様式第3－1号によりきのこの生産資材導入支援事業実施状況報告書を作成し、令和9年10月末日までに林野庁長官等に提出するものとする。

る。

また、事業実施主体が取りまとめ者の場合、全ての取組実施者からチェックシートを収集し、都道府県知事に提出するものとする。ただし、取組実施者が相当数である場合、取りまとめ者は、全ての取組実施者からチェックシートを収集し、取組実施者が環境負荷低減の取組を実施する旨を取組実施者のリストに記載して、当該リストを都道府県知事に提出するとともに当該チェックシートを保管することで、チェックシートの都道府県知事への提出に代えることができる。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 事業実績の報告

(1) 事業実施主体は、補助事業が完了したとき参考様式第3号により取組実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (略)

第4 事業実施状況の報告

1 (略)

2 1の提出を受けた都道府県知事は、必要に応じて現地確認を行うなどにより、その内容について確認するものとする。

3 2の確認が完了した都道府県知事は、様式第3－1号によりきのこの生産資材導入支援事業実施状況報告書を作成し、令和8年10月末日までに林野庁長官等に提出するものとする。

<p>第5 証拠書類の保存</p> <p>事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、林野庁長官等及び都道府県知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>取組計画書及びチェックシート</u>の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第5 証拠書類の保存</p> <p>事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、林野庁長官等及び都道府県知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>実施計画書</u>の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第6 補助金の返還</p> <p>1 補助金の返還</p> <p>都道府県知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取組実施者の<u>令和8年度</u>又は<u>令和8年</u>の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、きのこの生産コスト低減等実施計画書に定められた取組が行われなかつたこと又は取組実施者の<u>令和8年度</u>若しくは<u>令和8年</u>の生産量及び生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6 補助金の返還</p> <p>1 補助金の返還</p> <p>都道府県知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取組実施者の<u>令和7年度</u>又は<u>令和7年</u>の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、きのこの生産コスト低減等実施計画書に定められた取組が行われなかつたこと又は取組実施者の<u>令和7年度</u>若しくは<u>令和7年</u>の生産量及び生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

別記1（第1及び第3関係）	別記1（第1及び第3関係）
第2 事業の内容	第2 事業の内容
事業実施主体は、参考様式第2号によりきのこの生産コスト低減等実施計画書を作成し、当該計画に基づきコスト低減等に向けて取り組むものとし、その目標年度は <u>令和8年度</u> とする。	事業実施主体は、参考様式第2号によりきのこの生産コスト低減等実施計画書を作成し、当該計画に基づきコスト低減等に向けて取り組むものとし、その目標年度は <u>令和7年度</u> とする。
第3 補助金の額の算定方法	第3 補助金の額の算定方法
1 (略)	1 (略)
2 定額の支援単価	2 定額の支援単価
きのこの生産資材の導入支援を実施するための定額の支援単価は、都道府県知事が、地域の実情や、3で定める支援対象となる生産資材の価格上昇の程度を踏まえ、合理的な範囲で、きのこの品目や <u>栽培方法</u> ごとに、当該品目等の生産に要する単位重量当たりの標準的な生産資材費について、原則として少なくとも2者以上のきのこ生産者又は生産資材の製造業者等から、令和4年及び <u>令和7年</u> の資材の平均価格を調査・比較し、上昇した価格に国費充当率を乗じて定めるものとする。	きのこの生産資材の導入支援を実施するための定額の支援単価は、都道府県知事が、地域の実情や、3で定める支援対象となる生産資材の価格上昇の程度を踏まえ、合理的な範囲で、きのこの品目や <u>栽培方法</u> 毎に、当該品目等の生産に要する単位重量当たりの標準的な生産資材費について、原則として少なくとも2者以上のきのこ生産者又は生産資材の製造業者等から、令和4年及び <u>令和6年</u> の資材の平均価格を調査・比較し、上昇した価格に国費充当率を乗じて定めるものとする。
なお、国費充当率は2分の1を上限とすることとし、きのこ生産に係る経営費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者については10分の7を上限とすることができます。	なお、国費充当率は2分の1を上限とすることとし、きのこ生産に係る経営費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者については10分の7を上限とすることができます。
3 (略)	3 (略)
4 次期生産量の算定の仕方	4 次期生産量の算定の仕方
1で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、	1で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、
(1) <u>令和7年度</u> 又は <u>令和7年</u> の生産量	(1) <u>令和6年度</u> 又は <u>令和6年</u> の生産量

<p>(2) 取組実施者における<u>令和4年度から令和6年度まで又は令和4年から令和6年までの年間平均生産量</u>のいずれか低いものとする。</p> <p>なお、複数の品目を生産し合計生産量が（1）>（2）の場合、品目毎の<u>令和7年度又は令和7年の生産量</u>に（2）/（1）を乗じて補正し、次期生産量とする。</p> <p>ただし、（2）において、<u>令和4年度から令和6年度まで又は令和4年から令和6年までの間に、生産量が自然災害その他やむを得ない事由により前年に比べ3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和6年度又は令和6年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（1）を次期生産量とする。</u></p>	<p>(2) 取組実施者における<u>令和3年度から令和5年度まで又は令和3年から令和5年までの年間平均生産量</u>のいずれか低いものとする。</p> <p>なお、複数の品目を生産し合計生産量が（1）>（2）の場合、品目毎の<u>令和6年度又は令和6年の生産量</u>に（2）/（1）を乗じて補正し、次期生産量とする。</p> <p>ただし、（2）において、<u>令和3年度から令和5年度まで又は令和3年から令和5年までの間に、生産量が自然災害その他やむを得ない事由により前年に比べ3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和5年度又は令和5年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（1）を次期生産量とする。</u></p>
<p>様式第1－1号（第3関係）</p> <p style="text-align: center;">きのこの生産資材導入支援事業実施計画書</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 支援の概要 (略)</p> <p>※ 次期生産量は、本要領別記1の第3第4項に基づき記載すること。</p> <p>第5 （略）</p>	<p>様式第1－1号（第3関係）</p> <p style="text-align: center;">きのこの生産資材導入支援事業実施計画書</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 支援の概要 (略)</p> <p>※ 次期生産量は、本要領別記1の第3第4項に基づき、<u>令和6年度又は令和6年の見込みの生産量</u>を記載すること。</p> <p>第5 （略）</p>
<p>様式第2号（第3関係）</p>	<p>様式第2号（第3関係）</p>

(削る。)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(林業事業体向け)

	(1) 適正な防除	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
①	※農薬を使用する場合 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	※農薬を使用する場合 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) エネルギーの節減	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
③	林業機械や施設の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエ ネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 悪臭及び害虫の発生防止	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
⑤	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環 的な利用及び適正な処分	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
⑥	廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	未利用材の有効活用を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 生物多様性への悪影響の防止	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
⑧	生物多様性に配慮した事業実施（物 質調達、施業等）に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 環境関係法令の遵守等	申請時 (します)	報告時 (しまし た)	該当 しません
⑨	みどりの食料システム戦略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

					の理解			
⑩	関係法令の遵守				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	
⑪	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	
⑫	正しい知識に基づく作業安全に努める				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	
環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (自治体・民間事業者向け)					環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (自治体・民間事業者向け)			
① ～ ③	(1) (略)				(略)	(略)	(略)	
	(2) 悪臭及び害虫の発生防止				申請時 (しま す)	報告時 (しま した)	該当 しま せん	
④	※発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ ～ ⑥	(略)				(略)	(略)	(略)	
⑦ ～ ⑬	(3)～(5) (略)				(略)	(略)	(略)	
<u>注</u> ※の記載内容に該当しない場合には、「該当しません」にチェックを入れてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。					(新設)			

様式第3－1号（第4関係）

別添1

きのこの生産資材導入支援実施状況報告書

第1 (略)

第2 生産量

(略)	(略)	
	令和7年度(年)	令和8年度(年)
計		

第3 (略)

様式第3－1号（第4関係）

別添1

きのこの生産資材導入支援実施状況報告書

第1 (略)

第2 生産量

(略)	(略)	
	令和6年度(年)	令和7年度(年)
計		

第3 (略)

別添2

きのこの生産資材導入支援 事業実施主体及び取組実施者名簿

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
				令和 7年 度 (年)	令和 8年 度 (年)		

別添2

きのこの生産資材導入支援 事業実施主体及び取組実施者名簿

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
				令和 6年 度 (年)	令和 7年 度 (年)		

集 計														
(略)														
参考様式第1－2号														
きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）														
第1・第2 (略)														
(注)														
1・2 (略)														
3 「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」として使用する場合、「次期生産量」を「 <u>令和7年度</u> 又は <u>令和7年</u> の生産量」とするものとし、算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。														
4・5 (略)														
※ (略)														
第3・第4 (略)														
参考様式第1－2号														
きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）														
第1・第2 (略)														
(注)														
1・2 (略)														
3 「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」として使用する場合、「次期生産量」を「 <u>令和6年度</u> 又は <u>令和6年</u> の生産量」とするものとし、算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。														
4・5 (略)														
※ (略)														
第3・第4 (略)														

参考様式第2号 別紙参照	参考様式第2号 別紙参照
参考様式第4号 別添	参考様式第4号 別添
きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書	きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書
第1 (略)	第1 (略)
第2 取組実績	第2 取組実績
(略))	(略) (略) 令和7 年度 (年) 令和8 年度 (年)
集計	
(注)	(注)

<p>1～3 (略)</p> <p>4 令和7年度又は令和7年及び<u>令和8年度</u>又は<u>令和8年</u>の生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 令和6年度又は<u>令和6年</u>及び<u>令和7年度</u>又は<u>令和7年</u>の生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。</p>
<p>参考様式第5号</p> <p>別紙参照</p>	<p>参考様式第5号</p> <p>別紙参照</p>

附 則

- 1 この改正は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

